

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由								
1	第1編 総則	第1編 総則									
5	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱									
5	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	1. 県の地域防 災計画の修正の 反映								
8	3 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td>(1)～(4) (略) (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告(追記)(港則法(追記))、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (6)～(9) (略)</td></tr></table>	機関名	内 容	第四管区海上保安本部	(1)～(4) (略) (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告(追記)(港則法(追記))、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (6)～(9) (略)	3 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td>(1)～(4) (略) (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等(港則法・海上交通安全法)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (6)～(9) (略)</td></tr></table>	機関名	内 容	第四管区海上保安本部	(1)～(4) (略) (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等(港則法・海上交通安全法)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (6)～(9) (略)	(表記の整理) (適用法令の追記等)
機関名	内 容										
第四管区海上保安本部	(1)～(4) (略) (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告(追記)(港則法(追記))、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (6)～(9) (略)										
機関名	内 容										
第四管区海上保安本部	(1)～(4) (略) (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等(港則法・海上交通安全法)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (6)～(9) (略)										
15	第2編 災害予防	第2編 災害予防									
22	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策									
26	第4節 浸水想定区域における対策	第4節 浸水想定区域における対策	1. 県の地域防 災計画の修正の 反映								
26	1 洪水浸水想定区域の指定(中部地方整備局、県(建設局)における措置) (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川(追記)について、(略) 2 雨水出水浸水想定区域の指定(県(建設局)、市における措置) (1) 区域の指定 県又は市は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、(略)	1 洪水浸水想定区域の指定(中部地方整備局、県(建設局)における措置) (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、(略) 2 雨水出水浸水想定区域の指定(県(建設局)、市における措置) (1) 区域の指定 県又は市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、(略)	(水防法の改正による指定対象河川の拡大のため) (水防法の改正による指定対象排水施設の拡大のため)								

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																																		
32	第3章 土砂災害予防対策																																																				
32	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 土砂災害の防止</td><td>県</td><td>1 (1) 土砂災害危険箇所等の把握 1 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 1 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1 (5) 土砂災害監視システムの整備 1 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 砂防対策</td><td>防災課、土木港湾課</td><td>1 (1) 急傾斜地崩壊対策事業 2 関連調整事項</td></tr><tr><td rowspan="3">第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td><td>防災課、土木港湾課、県</td><td>1 (1) 県土保全事業の推進 1 (2) 施設管理者等に対する情報の提供 (追記)</td></tr><tr><td>防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課 社会福祉施設等管理者</td><td>2 (1) 連携体制の確立 2 (2) 施設管理者等に対する支援 2 (3) 市長の指示等 (追記)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 土砂災害の防止	県	1 (1) 土砂災害危険箇所等の把握 1 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 1 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1 (5) 土砂災害監視システムの整備 1 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進		(略)	(略)	第3節 砂防対策	防災課、土木港湾課	1 (1) 急傾斜地崩壊対策事業 2 関連調整事項	第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	防災課、土木港湾課、県	1 (1) 県土保全事業の推進 1 (2) 施設管理者等に対する情報の提供 (追記)	防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課 社会福祉施設等管理者	2 (1) 連携体制の確立 2 (2) 施設管理者等に対する支援 2 (3) 市長の指示等 (追記)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 土砂災害の防止</td><td>県</td><td>1 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 1 (2) 山地災害危険地区の把握 1 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1 (5) 土砂災害監視システムによる情報提供 1 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 土砂災害対策</td><td>防災課、土木港湾課</td><td>(削除) 1 関連調整事項</td></tr><tr><td rowspan="3">第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td><td>防災課、土木港湾課、県</td><td>1 (1) 県土保全事業の推進 1 (2) 施設管理者等に対する情報の提供 1 (3) 施設管理者等の対する防災知識の普及</td></tr><tr><td>防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課 社会福祉施設等管理者</td><td>2 (1) 連携体制の確立 2 (2) 施設管理者等に対する支援 2 (3) 市長の指示等 2 (4) 市長の助言・勧告</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 土砂災害の防止	県	1 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 1 (2) 山地災害危険地区の把握 1 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1 (5) 土砂災害監視システムによる情報提供 1 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進		(略)	(略)	第3節 土砂災害対策	防災課、土木港湾課	(削除) 1 関連調整事項	第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	防災課、土木港湾課、県	1 (1) 県土保全事業の推進 1 (2) 施設管理者等に対する情報の提供 1 (3) 施設管理者等の対する防災知識の普及	防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課 社会福祉施設等管理者	2 (1) 連携体制の確立 2 (2) 施設管理者等に対する支援 2 (3) 市長の指示等 2 (4) 市長の助言・勧告	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (県が指定した災害危険区域の指定廃止等に伴う修正) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																																			
(略)	(略)	(略)																																																			
第2節 土砂災害の防止	県	1 (1) 土砂災害危険箇所等の把握 1 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 1 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1 (5) 土砂災害監視システムの整備 1 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																																																			
	(略)	(略)																																																			
第3節 砂防対策	防災課、土木港湾課	1 (1) 急傾斜地崩壊対策事業 2 関連調整事項																																																			
第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	防災課、土木港湾課、県	1 (1) 県土保全事業の推進 1 (2) 施設管理者等に対する情報の提供 (追記)																																																			
	防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課 社会福祉施設等管理者	2 (1) 連携体制の確立 2 (2) 施設管理者等に対する支援 2 (3) 市長の指示等 (追記)																																																			
	(略)	(略)																																																			
(略)	(略)	(略)																																																			
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																																			
(略)	(略)	(略)																																																			
第2節 土砂災害の防止	県	1 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 1 (2) 山地災害危険地区の把握 1 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1 (5) 土砂災害監視システムによる情報提供 1 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																																																			
	(略)	(略)																																																			
第3節 土砂災害対策	防災課、土木港湾課	(削除) 1 関連調整事項																																																			
第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	防災課、土木港湾課、県	1 (1) 県土保全事業の推進 1 (2) 施設管理者等に対する情報の提供 1 (3) 施設管理者等の対する防災知識の普及																																																			
	防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課 社会福祉施設等管理者	2 (1) 連携体制の確立 2 (2) 施設管理者等に対する支援 2 (3) 市長の指示等 2 (4) 市長の助言・勧告																																																			
	(略)	(略)																																																			
(略)	(略)	(略)																																																			
33	第2節 土砂災害の防止 1 県（建設局、農林基盤局）における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 (略) イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。	第2節 土砂災害の防止 1 県（建設局、農林基盤局）における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 (略) イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (県が指定した災害危険区域の指定廃止等に伴う修正)																																																		

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
33	<u>(追記)</u> (2) (略) (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表、<u>(追記)</u> 周知する。(略) (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 (略) イ 災害危険区域 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。	<u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u> (2) (略) (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表<u>し、標識等により住民へ</u>周知する。(略) (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 (略) イ 災害危険区域 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。	2. 碧南市各部署における活動の反映等
34	なお、<u>がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。</u> (略) 2 市における措置	<u>(削除)</u> (略) 2 市における措置	
35	(1) (略) (2) ハザードマップの作成及び周知 (略) ※ <u>本市における土砂災害危険箇所としては、急傾斜地崩壊危険箇所（集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、県に指定された区域）があり、該当区域は資料編（資料1－1）のとおりである。</u> ※ <u>市及び県は、防災マップやホームページを通じて住民へ周知し、適正な土地利用が図られるようにするとともに、必要に応じて土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。</u> ◆<u>資料編（資料1－1）急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u> (略) ア 土砂災害に関する情報収集、伝達について (略)	(1) (略) (2) ハザードマップの作成及び周知 (略) <u>(削除)</u> ◆<u>資料編（資料1－1）土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u> (略) ア 土砂災害に関する情報収集、伝達について (略)	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁

36

現行計画(令和5年2月修正)

改正後(令和6年2月修正)

改正理由

イ 住民の避難、救助等について

(7) 住民の避難

(略)

著しく危険が切迫しているとき、もしくは避難の勧告・指示が発令された場合においては、市職員、消防職員、消防団、警察官、自主防災会、連絡委員、民生委員・児童委員等との連携・協力により、住民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

(略)

◆資料編(資料1-1) 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

【参考：急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域(追記)の説明】

急傾斜地崩壊危険区域	降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」に順次指定し、災害を防止するために必要な対策を進める。 この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① かけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 防災パトロール等によるかけ地の保全や管理についての住民指導 ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令 ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施
土砂災害警戒区域、土砂災害特	(略)

イ 住民の避難、救助等について

(7) 住民の避難

(略)

著しく危険が切迫しているとき、もしくは避難情報が発令された場合においては、市職員、消防職員、消防団、警察官、自主防災会、連絡委員、民生委員・児童委員等との連携・協力により、住民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

(略)

◆資料編(資料1-1) (削除) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

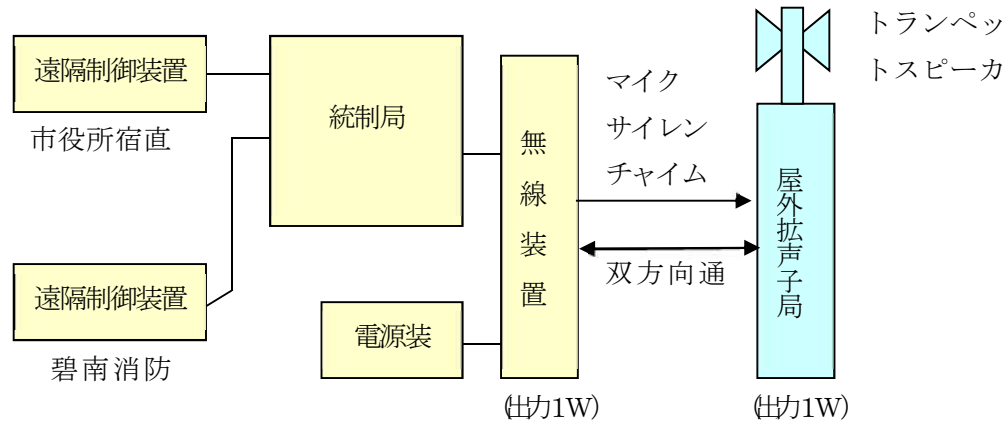
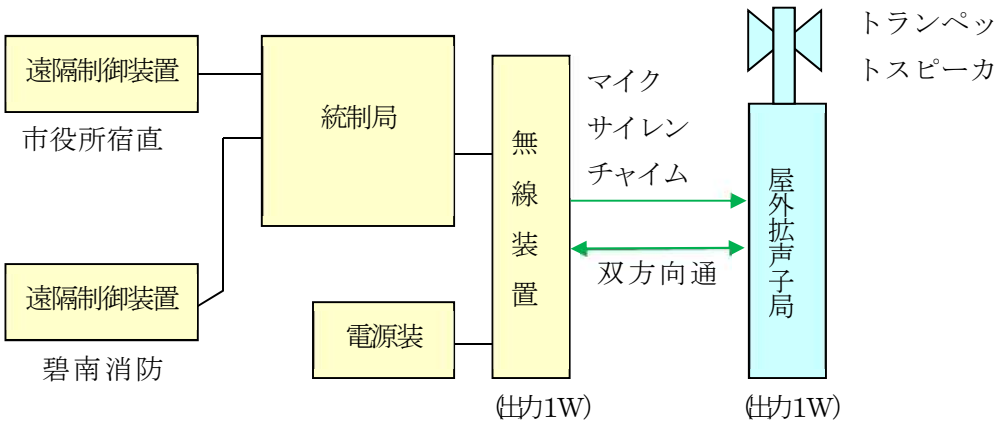
【参考：(削除) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の説明】

(削除)	(削除)
土砂災害警戒区域、土砂災害特	(略)

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由				
	<table><tr><td>別警戒区域</td><td></td></tr></table>	別警戒区域		<table><tr><td>別警戒区域</td><td></td></tr></table>	別警戒区域		
別警戒区域							
別警戒区域							
37	第3節 砂防対策 (略)	第3節 土砂災害対策 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)				
48	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化					
48	第2節 ライフライン関係施設対策 1～3 (略)	第2節 ライフライン関係施設対策 1～3 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映				
51	4 上水道 (1)～(4) (略) <u>(追記)</u>	4 上水道 (1)～(4) (略) <u>(5) 自家発電設備等の整備</u> <u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u>	(水道の耐震化計画等策定指針等に基づく修正) (表記は下水道の対策と整合)				
57	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備					
57	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1～2 (略)	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1～2 (略)	2. 碧南市各局における活動の反映等				
60	3 <u>消防署における措置</u> (略) 4～5 (略) 6 情報の収集・連絡体制の整備等 (略)	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 (略) 4～5 (略) 6 情報の収集・連絡体制の整備等 (略)	(表記の整理)				

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																										
62	(2) 防災行政無線（同報系） 	(2) 防災行政無線（同報系） 																																											
63	7 救助・救急等に係る施設・設備等 （略） 災害時、水道施設が使用できない場合に井戸水を地域住民に対し提供できる井戸所有者を「井戸水提供の家」として指定する。この指定を受けた家は、周りを清潔に保つ等、井戸の衛生管理に努めるとともに、<u>市において定期的に井戸水の水質検査を実施する。</u> （略）	7 救助・救急等に係る施設・設備等 （略） 災害時、水道施設が使用できない場合に井戸水を地域住民に対し提供できる井戸所有者を「井戸水提供の家」として指定する。この指定を受けた家は、周りを清潔に保つ等、井戸の衛生管理に努める <u>(削除)</u>。 （略）																																											
65	第8章 避難行動の促進対策	第8章 避難行動の促進対策																																											
65	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</td><td>防災課</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	防災課	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</td><td>防災課</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	防災課	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																											
(略)	(略)	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	防災課	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
(略)		(略)																																											
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																											
(略)	(略)	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	防災課	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
(略)		(略)																																											

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
73	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正)
76	第2 要配慮者支援対策	第2 要配慮者支援対策	
77	1 県、市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア 避難行動要支援者名簿の作成 市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。	1 県、市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア 避難行動要支援者名簿の整備等 (ア) 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるように、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。 なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。 (イ) 避難行動要支援者名簿の作成 市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。	
78	イ～ウ (略) エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 (略) 避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員・児童委員、(略) オ 個別避難計画の作成 (略) なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 (追記)	イ～ウ (略) エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 (略) 避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員・児童委員、(略) オ 個別避難計画の作成 (略) なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 ※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
81	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備	
81	第1節 広域応援・受援体制の整備 (略)	第1節 広域応援・受援体制の整備 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
82	2 応援協定の締結等 (略) (2) 技術職員の確保 <u>県及び市</u> は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 (3) 民間団体等との協定の締結等 <u>県及び市</u> は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。 3 応援要請手続等の整備 (略) <u>県及び市</u> は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。 4 受援体制の整備 <u>県及び市町村</u> は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 また、 <u>県及び市町村</u> は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	<u>意</u> すること。 第10章 広域応援・受援体制の整備 第1節 広域応援・受援体制の整備 (略) 2 応援協定の締結等 (略) (2) 技術職員の確保 <u>市</u> は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 (3) 民間団体等との協定の締結等 <u>市</u> は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。 3 応援要請手続等の整備 (略) <u>市</u> は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。 4 受援体制の整備 <u>市</u> は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 また、 <u>市</u> は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																								
82	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備 (略)	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備 (略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)																								
83	3 広域消防相互応援 市及び消防署は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」と「西三河地区消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、 <u>的確に実施</u> できるように努めるものとする。 (略)	3 広域消防相互応援 市及び消防署は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」と「西三河地区消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速 <u>かつ効果的に活動できる体制を確保</u> できるように努めるものとする。 (略)																									
85	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上																									
85	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 防災のための意識啓 発・広報</td><td>全庁 消防署、県警察、名古屋地方気象台</td><td>1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 家庭内備蓄等の推進 1 (4) 過去の災害教訓の伝承</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 防災のための意識啓 発・広報	全庁 消防署、県警察、名古屋地方気象台	1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 家庭内備蓄等の推進 1 (4) 過去の災害教訓の伝承	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 防災のための意識啓 発・広報</td><td>全庁 <u>(削除)</u>、県警察、名古屋地方気象台</td><td>1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 家庭内備蓄等の推進 1 (4) 過去の災害教訓の伝承</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 防災のための意識啓 発・広報	全庁 <u>(削除)</u> 、県警察、名古屋地方気象台	1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 家庭内備蓄等の推進 1 (4) 過去の災害教訓の伝承	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 防災のための意識啓 発・広報	全庁 消防署、県警察、名古屋地方気象台	1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 家庭内備蓄等の推進 1 (4) 過去の災害教訓の伝承																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 防災のための意識啓 発・広報	全庁 <u>(削除)</u> 、県警察、名古屋地方気象台	1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 家庭内備蓄等の推進 1 (4) 過去の災害教訓の伝承																									
(略)	(略)	(略)																									
88	第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び消防署における措置 (1)～(2) (略) (3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、 <u>食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等</u> その他生活必需品の入手が困難になる恐れがあるため、飲料水、食料 <u>その他</u> の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計 <u>など</u> の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。(略)	第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市 <u>(削除)</u> における措置 (1)～(2) (略) (3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され <u>(削除)</u> るため、飲料水、食料、 <u>携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等</u> の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計 <u>等</u> の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。(略)	1. 県の地域防 災計画の修正の 反映 (表記の整理) (防災人材育 成の主体等)																								

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																								
91	第12章 防災に関する調査研究の推進																										
91	第1節 防災に関する調査研究の推進 1 市における措置 重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。 (1) 危険地域の把握 法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、地すべり危険地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>及び火災危険地域について、下記のとおり広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。 ア～イ (略) ウ <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u> <u>土質、地形の勾配状況、飽和雨量、立木の状況</u> エ 火災危険地域 (略)	第12章 防災に関する調査研究の推進 第1節 防災に関する調査研究の推進 1 市における措置 重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。 (1) 危険地域の把握 法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、地すべり危険地域、<u>(削除)</u>及び火災危険地域について、下記のとおり広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。 ア～イ (略) <u>(削除)</u> <u>ウ</u> 火災危険地域 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								
93	第3編 災害応急対策																										
93	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																										
93	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>県</td><td>○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保</td><td>○本部員会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請</td><td>→</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table> 主な機関の措置	機関名	事前	被害発生中	事後	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○本部員会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請	→	(略)	(略)	(略)		主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>県</td><td>○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保</td><td>○本部 <u>(削除)</u> 会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請</td><td>→</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table> 主な機関の措置	機関名	事前	被害発生中	事後	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○本部 <u>(削除)</u> 会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請	→	(略)	(略)	(略)		1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
機関名	事前	被害発生中	事後																								
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○本部員会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請	→																								
(略)	(略)	(略)																									
機関名	事前	被害発生中	事後																								
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○本部 <u>(削除)</u> 会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請	→																								
(略)	(略)	(略)																									

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																														
94	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 災害対策本部の設置・運営</td><td>(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 防災関係機関</td><td>(略) 1 (6) 本部員会議 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第1節 災害対策本部の設置・運営 1 市における措置 (略) (1) 市災害対策本部の設置 (略) ア 災害対策本部設置の時期 (略) 本部は、次の基準に達したとき、設置するものとする。 (追記) <table><tr><td>1</td><td>碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 大雨警報 暴風雪警報 暴風警報 洪水警報 高潮警報 大雪警報</td></tr><tr><td>2</td><td>10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、又はその恐れがあるとき。</td></tr><tr><td>3</td><td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。</td></tr><tr><td>4</td><td>碧南市に「震度4」以上を観測した地震が発生したとき。</td></tr><tr><td>5</td><td>市域に爆発、火災、その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。</td></tr><tr><td>6</td><td>その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合であって特にその災害対策を推進する必要があると認められたとき。</td></tr></table> (略)	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 災害対策本部の設置・運営	(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 防災関係機関	(略) 1 (6) 本部員会議 (略)	(略)	(略)	(略)	1	碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 大雨警報 暴風雪警報 暴風警報 洪水警報 高潮警報 大雪警報	2	10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、又はその恐れがあるとき。	3	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。	4	碧南市に「震度4」以上を観測した地震が発生したとき。	5	市域に爆発、火災、その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。	6	その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合であって特にその災害対策を推進する必要があると認められたとき。	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 災害対策本部の設置・運営</td><td>(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 防災関係機関</td><td>(略) 1 (6) 本部 (削除) 会議 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第1節 災害対策本部の設置・運営 1 市における措置 (略) (1) 市災害対策本部の設置 (略) ア 災害対策本部設置の時期 (略) 本部は、碧南市職員非常配備体制表に定めるところにより、設置するものとする。 ◆資料編(資料14-2) 碧南市職員非常配備体制表(抜粋) (削除)	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 災害対策本部の設置・運営	(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 防災関係機関	(略) 1 (6) 本部 (削除) 会議 (略)	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
第1節 災害対策本部の設置・運営	(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 防災関係機関	(略) 1 (6) 本部員会議 (略)																															
(略)	(略)	(略)																															
1	碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 大雨警報 暴風雪警報 暴風警報 洪水警報 高潮警報 大雪警報																																
2	10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、又はその恐れがあるとき。																																
3	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。																																
4	碧南市に「震度4」以上を観測した地震が発生したとき。																																
5	市域に爆発、火災、その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。																																
6	その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合であって特にその災害対策を推進する必要があると認められたとき。																																
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
第1節 災害対策本部の設置・運営	(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 防災関係機関	(略) 1 (6) 本部 (削除) 会議 (略)																															
(略)	(略)	(略)																															
95	(略) (6) 本部員会議 本部員会議は、本部長、防災統轄監、副本部長及び各部長で組織し、災害対策の早急に実施すべき基本的な事項について協議する。 ア 本部員会議の協議事項 (略)	(略) (6) 本部 (削除) 会議 本部 (削除) 会議は、本部長、防災統轄監、副本部長及び各部長で組織し、災害対策の早急に実施すべき基本的な事項について協議する。 ア 本部 (削除) 会議の協議事項 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																														
96	イ 本部員会議の開催	イ 本部 (削除) 会議の開催																															

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																								
97	(7) 本部員会議は本部長が召集し、本部長が議長となり、特別の指示がない限り災害対策本部室で開催する。 (略) 2 職員動員計画 (略) (1) 非常配備の基準 職員の非常配備体制は、次の基準により行うものとする。 <table><tr><th>種 別</th><th>配 備 時 期</th><th>配 備 内 容</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>第1次 非常配備 準備体制</td><td>1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第1次 非常配備 警戒体制</td><td>(追記) 1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 (7) 土砂災害警戒情報 2 10分間雨量5mm 又は時間雨量10mm 程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき(追記) 4 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき(追記)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘 要	第1次 非常配備 準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 (略)	(略)	(略)	第1次 非常配備 警戒体制	(追記) 1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 (7) 土砂災害警戒情報 2 10分間雨量5mm 又は時間雨量10mm 程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき(追記) 4 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき(追記)	(略)	(略)	(7) 本部 <u>(削除)</u> 会議は本部長が召集し、本部長が議長となり、特別の指示がない限り災害対策本部室で開催する。 (略) 2 職員動員計画 (略) (1) 非常配備の基準 職員の非常配備体制は、次の基準により行うものとする。 <table><tr><th>種 別</th><th>配 備 時 期</th><th>配 備 内 容</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>第1次 非常配備 準備体制</td><td>1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (<u>削除</u>) (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第1次 非常配備 警戒体制</td><td><u>1 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。</u> <u>2 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。</u> (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (<u>削除</u>) (<u>削除</u>) <u>(5) 土砂災害警戒情報</u> <u>3 碧南市内に土砂・浸水害・洪水で警戒レベル3相当以上の情報が発表されたとき。</u> <u>4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。</u> <u>5 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘 要	第1次 非常配備 準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (<u>削除</u>) (略)	(略)	(略)	第1次 非常配備 警戒体制	<u>1 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。</u> <u>2 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。</u> (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (<u>削除</u>) (<u>削除</u>) <u>(5) 土砂災害警戒情報</u> <u>3 碧南市内に土砂・浸水害・洪水で警戒レベル3相当以上の情報が発表されたとき。</u> <u>4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。</u> <u>5 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。</u>	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘 要																								
第1次 非常配備 準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 (略)	(略)	(略)																								
第1次 非常配備 警戒体制	(追記) 1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 (7) 土砂災害警戒情報 2 10分間雨量5mm 又は時間雨量10mm 程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき(追記) 4 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき(追記)	(略)	(略)																								
種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘 要																								
第1次 非常配備 準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (<u>削除</u>) (略)	(略)	(略)																								
第1次 非常配備 警戒体制	<u>1 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。</u> <u>2 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。</u> (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (<u>削除</u>) (<u>削除</u>) <u>(5) 土砂災害警戒情報</u> <u>3 碧南市内に土砂・浸水害・洪水で警戒レベル3相当以上の情報が発表されたとき。</u> <u>4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。</u> <u>5 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。</u>	(略)	(略)																								

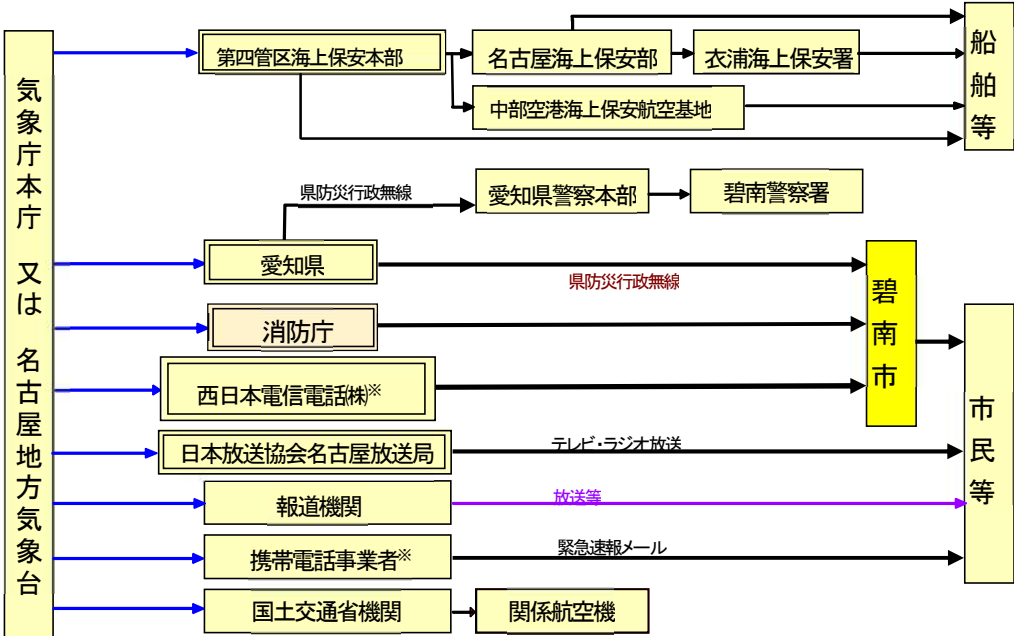
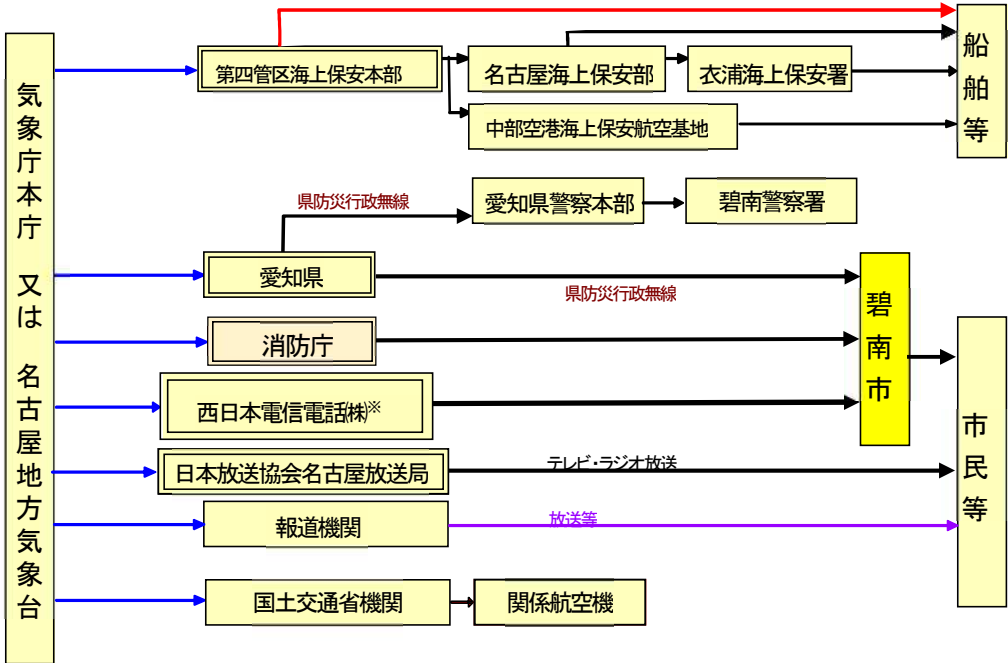
碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																								
98	<table><tr><td></td><td>5 その他市長が必要と認めたとき。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第2次 非常配備</td><td>(略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき(追記) 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき(追記) 5 その他市長が必要と認めたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3次 非常配備</td><td>(略) 2 碧南市に震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		5 その他市長が必要と認めたとき。			第2次 非常配備	(略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき(追記) 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき(追記) 5 その他市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)	第3次 非常配備	(略) 2 碧南市に震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。 (略)	(略)	(略)	<table><tr><td></td><td>6 その他市長が必要と認めたとき。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第2次 非常配備</td><td>(略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。<u>この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。</u> 5 その他市長が必要と認めたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3次 非常配備</td><td>(略) 2 碧南市に震度6弱以上<u>の</u>地震が発生したとき。 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		6 その他市長が必要と認めたとき。			第2次 非常配備	(略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。 <u>この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。</u> 5 その他市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)	第3次 非常配備	(略) 2 碧南市に震度6弱以上 <u>の</u> 地震が発生したとき。 (略)	(略)	(略)	
	5 その他市長が必要と認めたとき。																										
第2次 非常配備	(略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき(追記) 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき(追記) 5 その他市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)																								
第3次 非常配備	(略) 2 碧南市に震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。 (略)	(略)	(略)																								
	6 その他市長が必要と認めたとき。																										
第2次 非常配備	(略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。 <u>この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。</u> 5 その他市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)																								
第3次 非常配備	(略) 2 碧南市に震度6弱以上 <u>の</u> 地震が発生したとき。 (略)	(略)	(略)																								
99	(略) (3) 非常連絡及び動員 気象情報の通知を受けて災害発生が予想される場合、その規模により本部員会議の開催又は本部長(市長)の指示により、配備区分による配備体制をとるものとする。 (略) (イ) 勤務時間外の伝達方法 ※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。 (略)	(略) (3) 非常連絡及び動員 気象情報の通知を受けて災害発生が予想される場合、その規模により本部 <u>(削除)</u> 会議の開催又は本部長(市長)の指示により、配備区分による配備体制をとるものとする。 (略) (イ) 勤務時間外の伝達方法 ※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																																																																																																								
103	第2章 避難行動																																																																																																																										
103	主な機関の応急活動	主な機関の応急活動	2. 碧南市各局における活動の反映等																																																																																																																								
	<table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発</th><th>事 後</th></tr><tr><td rowspan="3">気象台</td><td>○特別警報・警報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○洪水予報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○土砂災害警戒情報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">中部地方整備局</td><td>○洪水予報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○水防警報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○土砂災害緊急情報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">県</td><td>○洪水予報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○水位情報の周知</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○水防警報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○土砂災害警戒情報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○土砂災害緊急情報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○警報等の市町村等への伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○立退き指示等の代行</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">碧南市</td><td>○伝達された情報等の住民等への周知徹底</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○立退きの指示</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</td><td></td><td></td></tr><tr><td>報道機関</td><td>○迅速な警報の放送</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発	事 後	気象台	○特別警報・警報の発表・伝達			○洪水予報の発表・伝達			○土砂災害警戒情報の発表・伝達			中部地方整備局	○洪水予報の発表・伝達			○水防警報の発表・伝達			○土砂災害緊急情報の発表・伝達			県	○洪水予報の発表・伝達			○水位情報の周知			○水防警報の発表・伝達			○土砂災害警戒情報の発表・伝達			○土砂災害緊急情報の発表・伝達			○警報等の市町村等への伝達			○立退き指示等の代行			碧南市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底			○立退きの指示			○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導			報道機関	○迅速な警報の放送			<table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発</th><th>事 後</th></tr><tr><td rowspan="3">気象台</td><td>○特別警報・警報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○洪水予報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○土砂災害警戒情報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">中部地方整備局</td><td>○洪水予報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○水防警報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○土砂災害緊急情報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">県</td><td>○洪水予報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○水位情報の周知</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○水防警報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○土砂災害警戒情報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○土砂災害緊急情報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○警報等の市町村等への伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○立退き指示等の代行</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">碧南市</td><td>○伝達された情報等の住民等への周知徹底</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○立退きの指示</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</td><td></td><td></td></tr><tr><td>報道機関</td><td>○迅速な警報の放送</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発	事 後	気象台	○特別警報・警報の発表・伝達			○洪水予報の発表・伝達			○土砂災害警戒情報の発表・伝達			中部地方整備局	○洪水予報の発表・伝達			○水防警報の発表・伝達			○土砂災害緊急情報の発表・伝達			県	○洪水予報の発表・伝達			○水位情報の周知			○水防警報の発表・伝達			○土砂災害警戒情報の発表・伝達			○土砂災害緊急情報の発表・伝達			○警報等の市町村等への伝達			○立退き指示等の代行			碧南市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底			○立退きの指示			○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導			報道機関	○迅速な警報の放送			(表記の整理)
機関名	事 前	被害発	事 後																																																																																																																								
気象台	○特別警報・警報の発表・伝達																																																																																																																										
	○洪水予報の発表・伝達																																																																																																																										
	○土砂災害警戒情報の発表・伝達																																																																																																																										
中部地方整備局	○洪水予報の発表・伝達																																																																																																																										
	○水防警報の発表・伝達																																																																																																																										
	○土砂災害緊急情報の発表・伝達																																																																																																																										
県	○洪水予報の発表・伝達																																																																																																																										
	○水位情報の周知																																																																																																																										
	○水防警報の発表・伝達																																																																																																																										
	○土砂災害警戒情報の発表・伝達																																																																																																																										
	○土砂災害緊急情報の発表・伝達																																																																																																																										
	○警報等の市町村等への伝達																																																																																																																										
○立退き指示等の代行																																																																																																																											
碧南市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底																																																																																																																										
	○立退きの指示																																																																																																																										
	○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導																																																																																																																										
報道機関	○迅速な警報の放送																																																																																																																										
機関名	事 前	被害発	事 後																																																																																																																								
気象台	○特別警報・警報の発表・伝達																																																																																																																										
	○洪水予報の発表・伝達																																																																																																																										
	○土砂災害警戒情報の発表・伝達																																																																																																																										
中部地方整備局	○洪水予報の発表・伝達																																																																																																																										
	○水防警報の発表・伝達																																																																																																																										
	○土砂災害緊急情報の発表・伝達																																																																																																																										
県	○洪水予報の発表・伝達																																																																																																																										
	○水位情報の周知																																																																																																																										
	○水防警報の発表・伝達																																																																																																																										
	○土砂災害警戒情報の発表・伝達																																																																																																																										
	○土砂災害緊急情報の発表・伝達																																																																																																																										
	○警報等の市町村等への伝達																																																																																																																										
○立退き指示等の代行																																																																																																																											
碧南市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底																																																																																																																										
	○立退きの指示																																																																																																																										
	○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導																																																																																																																										
報道機関	○迅速な警報の放送																																																																																																																										
105	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各局における活動の反映等																																																																																																																								
105	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 広域避難</td><td>(市)本部班(税務課) 県</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第4節 広域避難	(市)本部班(税務課) 県	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 広域避難</td><td>(市)本部班(防災課) 県</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第4節 広域避難	(市)本部班(防災課) 県	(略)	(表記の整理)																																																																																																						
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																																																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
第4節 広域避難	(市)本部班(税務課) 県	(略)																																																																																																																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																																																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
第4節 広域避難	(市)本部班(防災課) 県	(略)																																																																																																																									
105	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達	1. 県の地域防災計画の修正の反映																																																																																																																								
106	11 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象警報等の伝達系統図	11 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象警報等の伝達系統図	(気象特別警報の「緊急速報メール」の配信終																																																																																																																								

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
107	 ※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は名古屋地方気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 （注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 （注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 (2) 洪水予報の伝達系統 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・矢作川洪水予報	 ※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 <u>(削除)</u> （注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 （注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 (2) 洪水予報の伝達系統 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・矢作川洪水予報	了に伴う修正) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
108	(略) (4) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害]の伝達系統) (注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。 (略)	(略) (4) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害]の伝達系統) (注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。 (略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)
115	第3節 住民等の避難誘導等 (略)	第3節 住民等の避難誘導等 (略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等

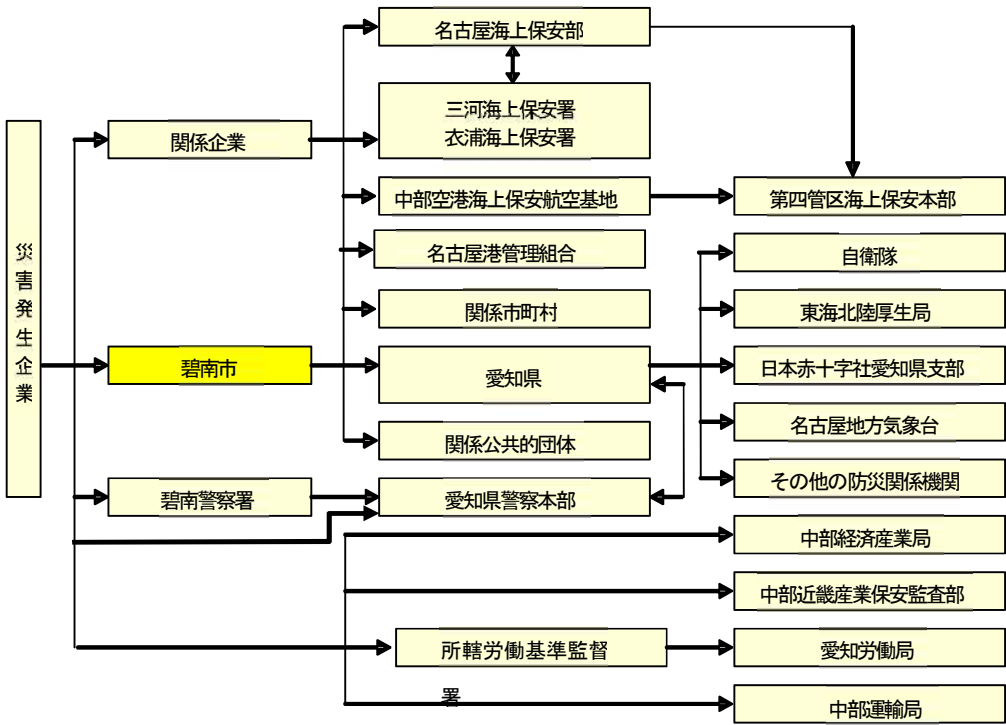
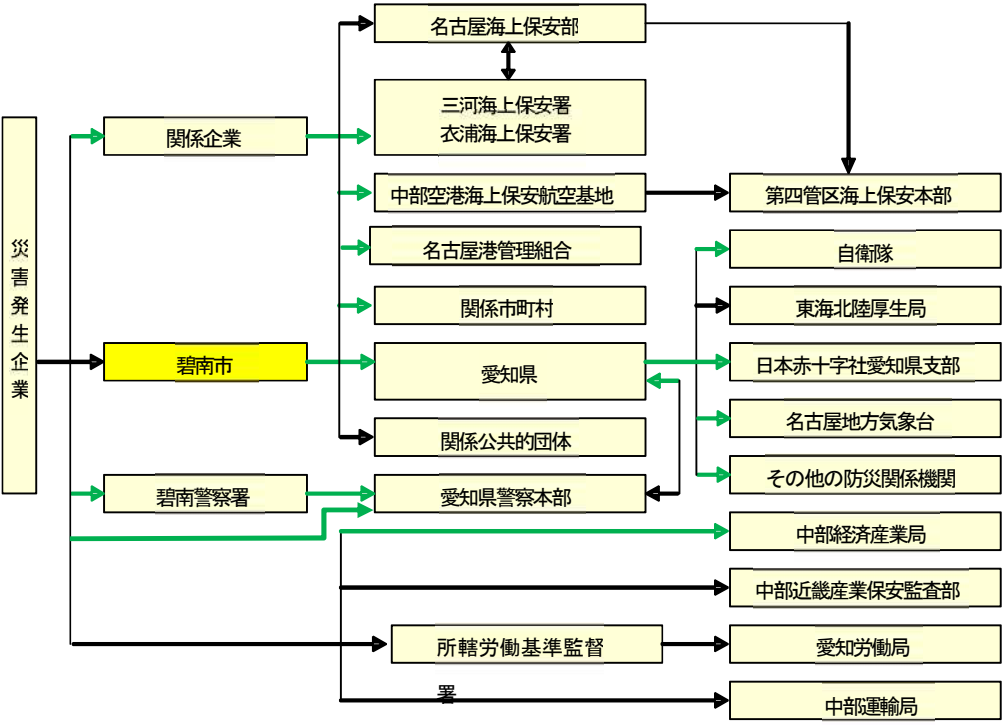
碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																																																																																				
115	<table><tr><th>分団名</th><th>指揮者</th><th>団員数</th><th>団員数 令和5 年4月 以降</th><th>分 団 区 域</th></tr><tr><td>第1分団</td><td>第1分団長</td><td>24</td><td>22</td><td rowspan="2">新川全区域、中央地区（道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4）</td></tr><tr><td>第1分隊</td><td>第1分隊長</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>第2分団</td><td>第2分団長</td><td>24</td><td>22</td><td rowspan="2">大浜全区域</td></tr><tr><td>第2分隊</td><td>第2分隊長</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>第3分団</td><td>第3分団長</td><td>24</td><td>22</td><td rowspan="2">棚尾全区域、中央地区（中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町）</td></tr><tr><td>第3分隊</td><td>第3分隊長</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>第5分団</td><td>第5分団長</td><td>24</td><td>22</td><td rowspan="2">旭全区域</td></tr><tr><td>第5分隊</td><td>第5分隊長</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>第6分団</td><td>第6分団長</td><td>24</td><td>22</td><td rowspan="2">西端全区域</td></tr><tr><td>第6分隊</td><td>第6分隊長</td><td>20</td><td>19</td></tr></table> (略)	分団名	指揮者	団員数	団員数 令和5 年4月 以降	分 団 区 域	第1分団	第1分団長	24	22	新川全区域、中央地区（道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4）	第1分隊	第1分隊長	20	19	第2分団	第2分団長	24	22	大浜全区域	第2分隊	第2分隊長	20	19	第3分団	第3分団長	24	22	棚尾全区域、中央地区（中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町）	第3分隊	第3分隊長	20	19	第5分団	第5分団長	24	22	旭全区域	第5分隊	第5分隊長	20	19	第6分団	第6分団長	24	22	西端全区域	第6分隊	第6分隊長	20	19	<table><tr><th>分団名</th><th>指揮者</th><th>団員数</th><th>団員数 令和6 年4月 以降</th><th>分 団 区 域</th></tr><tr><td>第1分団</td><td>第1分団長</td><td>22</td><td>21</td><td rowspan="2">新川全区域、中央地区（道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4）</td></tr><tr><td>第1分隊</td><td>第1分隊長</td><td>19</td><td>17</td></tr><tr><td>第2分団</td><td>第2分団長</td><td>22</td><td>21</td><td rowspan="2">大浜全区域</td></tr><tr><td>第2分隊</td><td>第2分隊長</td><td>19</td><td>17</td></tr><tr><td>第3分団</td><td>第3分団長</td><td>22</td><td>21</td><td rowspan="2">棚尾全区域、中央地区（中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町）</td></tr><tr><td>第3分隊</td><td>第3分隊長</td><td>19</td><td>17</td></tr><tr><td>第5分団</td><td>第5分団長</td><td>22</td><td>21</td><td rowspan="2">旭全区域</td></tr><tr><td>第5分隊</td><td>第5分隊長</td><td>19</td><td>17</td></tr><tr><td>第6分団</td><td>第6分団長</td><td>22</td><td>21</td><td rowspan="2">西端全区域</td></tr><tr><td>第6分隊</td><td>第6分隊長</td><td>19</td><td>17</td></tr></table> (略)	分団名	指揮者	団員数	団員数 令和6 年4月 以降	分 団 区 域	第1分団	第1分団長	22	21	新川全区域、中央地区（道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4）	第1分隊	第1分隊長	19	17	第2分団	第2分団長	22	21	大浜全区域	第2分隊	第2分隊長	19	17	第3分団	第3分団長	22	21	棚尾全区域、中央地区（中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町）	第3分隊	第3分隊長	19	17	第5分団	第5分団長	22	21	旭全区域	第5分隊	第5分隊長	19	17	第6分団	第6分団長	22	21	西端全区域	第6分隊	第6分隊長	19	17	(表記の整理)
分団名	指揮者	団員数	団員数 令和5 年4月 以降	分 団 区 域																																																																																																			
第1分団	第1分団長	24	22	新川全区域、中央地区（道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4）																																																																																																			
第1分隊	第1分隊長	20	19																																																																																																				
第2分団	第2分団長	24	22	大浜全区域																																																																																																			
第2分隊	第2分隊長	20	19																																																																																																				
第3分団	第3分団長	24	22	棚尾全区域、中央地区（中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町）																																																																																																			
第3分隊	第3分隊長	20	19																																																																																																				
第5分団	第5分団長	24	22	旭全区域																																																																																																			
第5分隊	第5分隊長	20	19																																																																																																				
第6分団	第6分団長	24	22	西端全区域																																																																																																			
第6分隊	第6分隊長	20	19																																																																																																				
分団名	指揮者	団員数	団員数 令和6 年4月 以降	分 団 区 域																																																																																																			
第1分団	第1分団長	22	21	新川全区域、中央地区（道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4）																																																																																																			
第1分隊	第1分隊長	19	17																																																																																																				
第2分団	第2分団長	22	21	大浜全区域																																																																																																			
第2分隊	第2分隊長	19	17																																																																																																				
第3分団	第3分団長	22	21	棚尾全区域、中央地区（中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町）																																																																																																			
第3分隊	第3分隊長	19	17																																																																																																				
第5分団	第5分団長	22	21	旭全区域																																																																																																			
第5分隊	第5分隊長	19	17																																																																																																				
第6分団	第6分団長	22	21	西端全区域																																																																																																			
第6分隊	第6分隊長	19	17																																																																																																				
118	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報																																																																																																					

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
119 121	第1節 被害状況等の収集・伝達 (略) 3 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。 (略)	第1節 被害状況等の収集・伝達 (略) 3 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
123	5 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統 (1) 陸上災害の場合	5 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統 (1) 陸上災害の場合	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
125	 (略) 第2節 通信手段の確保 1 市及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線<u>(追記)</u>を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。 (略)	 (略) 第2節 通信手段の確保 1 市及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線<u>又は有線</u>を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (回線の整備状況に合わせた修正)
131	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
133	第2節 救援隊等による協力 1 市及び消防署の措置 [参照項目] 碧南市洪水時応急復旧計画2. 4 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 ア 市長は、大規模な災害等が発生し(追記)た場合は、<u>衣浦東部広域連合を通じ、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。</u> イ 応援活動部隊の進出拠点及び宿営場所を(追記)確保する	第2節 救援隊等による協力 1 市及び消防署の措置 [参照項目] 碧南市洪水時応急復旧計画2. 4 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 ア 市長は、大規模な災害等が発生し、<u>消防の応援が必要と判断した場合は、(削除)愛知県内広域消防相互応援協定に基づく要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。</u> イ 応援活動部隊の進出拠点及び宿営場所を<u>消防庁・市と調整の上、</u>確保する。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
134	第3節 自衛隊の災害派遣 1 (略) 2 災害派遣要請等手続系統 関係機関の長 碧南市長 第四管区海上保安本部長 大阪航空局中部空港事務所長 知事 (防災安全局) 自衛隊 (災害派遣命令者) 方面本部(西三河県民事務所) (注)市は、時間いともがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部(西三河県民事務所)へも連絡すること。 (略)	第3節 自衛隊の災害派遣 1 (略) 2 災害派遣要請等手続系統 関係機関の長 碧南市長 第四管区海上保安本部長 大阪航空局中部空港事務所長 知事 (防災安全局) 自衛隊 (災害派遣命令者) 方面本部(西三河県民事務所) (注)市は、時間いともがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部(西三河県民事務所)へも連絡すること。 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
136	第4節 ボランティアの受入れ 1 (略)	第4節 ボランティアの受入れ 1 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等
137	2 コーディネーターの役割	2 コーディネーターの役割	
137	(略)	(略)	(表記の整理)

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																																		
138	(略) 第6節 防災活動拠点 (略) 2 防災活動拠点の確保等 (略)	(略) 第6節 防災活動拠点 (略) 2 防災活動拠点の確保等 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映																																																		
139	表1 防災活動拠点の区分と要件等 <table><tr><th>区分</th><td>1 地区防災活動拠点</td><td rowspan="6">(略)</td><td>6 臨海広域防災活動拠点</td><td>追記</td></tr><tr><th>設置主体</th><td>市町村</td><td>県</td><td>追記</td></tr><tr><th>災害想定規模</th><td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td><td>全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td><td>追記</td></tr><tr><th>応援の規模</th><td>隣接市町村等</td><td>中部・全国の都道府県等</td><td>追記</td></tr><tr><th>役割</th><td>被災市町村内の活動拠点</td><td>海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点</td><td>追記</td></tr><tr><th>拠点数</th><td>市町村で1か所程度</td><td>県内に3か所程度</td><td>追記</td></tr></table>	区分	1 地区防災活動拠点	(略)	6 臨海広域防災活動拠点	追記	設置主体	市町村	県	追記	災害想定規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	追記	応援の規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等	追記	役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	追記	拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	追記	表1 防災活動拠点の区分と要件等 <table><tr><th>区分</th><td>1 地区防災活動拠点</td><td rowspan="6">(略)</td><td>6 臨海広域防災活動拠点</td><td>7 <u>ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u></td></tr><tr><th>設置主体</th><td>市町村</td><td>県</td><td></td></tr><tr><th>災害想定規模</th><td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td><td>全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td><td><u>広域の市町村に及ぶ災害</u> ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等</td></tr><tr><th>応援の規模</th><td>隣接市町村等</td><td>中部・全国の都道府県等</td><td></td></tr><tr><th>役割</th><td>被災市町村内の活動拠点</td><td>海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点</td><td><u>広域、全県的な活動拠点</u></td></tr><tr><th>拠点数</th><td>市町村で1か所程度</td><td>県内に3か所程度</td><td><u>県内に4か所</u></td></tr></table>	区分	1 地区防災活動拠点	(略)	6 臨海広域防災活動拠点	7 <u>ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u>	設置主体	市町村	県		災害想定規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	応援の規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等		役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	<u>広域、全県的な活動拠点</u>	拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>県内に4か所</u>	(ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正)
区分	1 地区防災活動拠点	(略)	6 臨海広域防災活動拠点		追記																																																
設置主体	市町村		県		追記																																																
災害想定規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等		全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等		追記																																																
応援の規模	隣接市町村等		中部・全国の都道府県等		追記																																																
役割	被災市町村内の活動拠点		海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点		追記																																																
拠点数	市町村で1か所程度		県内に3か所程度	追記																																																	
区分	1 地区防災活動拠点	(略)	6 臨海広域防災活動拠点	7 <u>ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u>																																																	
設置主体	市町村		県																																																		
災害想定規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等		全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等																																																	
応援の規模	隣接市町村等		中部・全国の都道府県等																																																		
役割	被災市町村内の活動拠点		海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	<u>広域、全県的な活動拠点</u>																																																	
拠点数	市町村で1か所程度		県内に3か所程度	<u>県内に4か所</u>																																																	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																				
	<table><tr><td rowspan="2">要件</td><td>面積</td><td>1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td><td rowspan="2"></td><td>ストックヤード 10ヘクタール程度以上</td><td><u>追記</u></td></tr><tr><td>施設設備</td><td>できれば倉庫等</td><td>耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設</td><td><u>追記</u></td></tr></table>	要件	面積	1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能		ストックヤード 10ヘクタール程度以上	<u>追記</u>	施設設備	できれば倉庫等	耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設	<u>追記</u>	<table><tr><td rowspan="2">要件</td><td>面積</td><td>1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td><td rowspan="2"></td><td>ストックヤード 10ヘクタール程度以上</td><td><u>1ヘクタール程度以上大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u></td></tr><tr><td>施設設備</td><td>できれば倉庫等</td><td>耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設</td><td><u>倉庫等</u></td></tr></table>	要件	面積	1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能		ストックヤード 10ヘクタール程度以上	<u>1ヘクタール程度以上大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u>	施設設備	できれば倉庫等	耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設	<u>倉庫等</u>	
要件	面積		1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能			ストックヤード 10ヘクタール程度以上	<u>追記</u>																
	施設設備	できれば倉庫等	耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設		<u>追記</u>																		
要件	面積	1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能		ストックヤード 10ヘクタール程度以上	<u>1ヘクタール程度以上大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u>																		
	施設設備	できれば倉庫等		耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設	<u>倉庫等</u>																		
141	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策																					
141	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	2. 碧南市各局における活動の反映等																				
142	1 市及び消防署における措置 (1) 救出活動 市及び消防署は、<u>(追記)</u> 県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。 (2) 他市町村又は県への応援要求 市及び消防署は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。 (3) 広域的な消防部隊の応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合を<u>通じ</u>、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援要請を行う。 ◆資料編（資料12－5）西三河地区消防相互応援協定書 2 （略） 3 警察における措置 (1) 救出救助、負傷者の医療機関への収容 県警察は、市<u>(追記)</u>と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。<u>なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。</u>	1 市及び消防署における措置 (1) 救出活動 市<u>(削除)</u>は、<u>消防署</u>・県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。 (2) 他市町村又は県への応援要求 市<u>(削除)</u>は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。 (3) 広域的な消防部隊の応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合<u>は</u>、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援要請を行う。 ◆資料編（資料12－5）西三河地区消防相互応援協定書 2 （略） 3 警察における措置 (1) 救出救助、負傷者の医療機関への収容 県警察は、市<u>及び防災関係機関</u>と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。<u>(削除)</u>	(表記の整理) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																				

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

144

第3節 航空機の活用

1 市における措置（防災ヘリコプターの応援要請）
（略）

区 分	通 報 先
8時45分から 17時30分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 FAX：0568-28-0721
17時30分から 8時45分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 FAX：052-953-0119

（略）

146

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

146

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請	
碧南市消防署		○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動	
碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 災害拠点精神科病院		○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入	

改正後(令和6年2月修正)

改正理由

第3節 航空機の活用

1 市における措置（防災ヘリコプターの応援要請）
（略）

区 分	通 報 先
8時45分から 17時30分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 FAX：0568-28-0721
17時30分から 8時45分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 FAX：052-953-0119

（略）

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請	
碧南市消防署		○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動	
碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 災害拠点精神科病院		○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入	

2. 碧南市各部署局における活動の反映等

（表記の整理）

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																																																								
154	<table><tr><td>DMA T 指定医療機関</td><td></td><td>○DMA Tの活動</td><td></td></tr><tr><td>日本赤十字社 愛知県支部</td><td></td><td>○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施</td><td></td></tr><tr><td>県医師会</td><td></td><td>○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMA Tの派遣調整</td><td></td></tr></table>	DMA T 指定医療機関		○DMA Tの活動		日本赤十字社 愛知県支部		○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施		県医師会		○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMA Tの派遣調整		<table><tr><td>DMA T 指定医療機関</td><td></td><td>○DMA Tの活動</td><td></td></tr><tr><td>日本赤十字社 愛知県支部</td><td></td><td>○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施</td><td></td></tr><tr><td>県医師会</td><td></td><td>○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMA Tの派遣調整</td><td></td></tr></table>	DMA T 指定医療機関		○DMA Tの活動		日本赤十字社 愛知県支部		○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施		県医師会		○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMA Tの派遣調整																																																		
DMA T 指定医療機関		○DMA Tの活動																																																																									
日本赤十字社 愛知県支部		○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施																																																																									
県医師会		○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMA Tの派遣調整																																																																									
DMA T 指定医療機関		○DMA Tの活動																																																																									
日本赤十字社 愛知県支部		○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施																																																																									
県医師会		○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMA Tの派遣調整																																																																									
154	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策																																																																									
154	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○交通規制等の実施</td><td></td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td></td><td>○情報収集、警戒、取締り</td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施</td><td></td></tr><tr><td>愛知県道路公社</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施</td><td></td></tr><tr><td>港湾等管理者</td><td></td><td>○応急工事 ○応援要求</td><td></td></tr><tr><td>鉄道事業者</td><td></td><td>○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求</td><td></td></tr><tr><td>県</td><td></td><td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※) ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保</td><td></td></tr><tr><td>碧南市</td><td></td><td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ○情報の提供</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県警察		○交通規制等の実施		第四管区海上保安本部		○情報収集、警戒、取締り		中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施		愛知県道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施		港湾等管理者		○応急工事 ○応援要求		鉄道事業者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求		県		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※) ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保		碧南市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ○情報の提供		主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○交通規制等の実施</td><td></td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td></td><td>○情報収集、警戒、取締り</td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施</td><td></td></tr><tr><td>愛知県道路公社</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施</td><td></td></tr><tr><td>港湾等管理者</td><td></td><td>○応急工事 ○応援要求</td><td></td></tr><tr><td>鉄道事業者</td><td></td><td>○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求</td><td></td></tr><tr><td>県</td><td></td><td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※) ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保</td><td></td></tr><tr><td>碧南市</td><td></td><td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ○情報の提供</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県警察		○交通規制等の実施		第四管区海上保安本部		○情報収集、警戒、取締り		中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施		愛知県道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施		港湾等管理者		○応急工事 ○応援要求		鉄道事業者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求		県		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※) ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保		碧南市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ○情報の提供		2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																																								
県警察		○交通規制等の実施																																																																									
第四管区海上保安本部		○情報収集、警戒、取締り																																																																									
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施																																																																									
愛知県道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施																																																																									
港湾等管理者		○応急工事 ○応援要求																																																																									
鉄道事業者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求																																																																									
県		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※) ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保																																																																									
碧南市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ○情報の提供																																																																									
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																																								
県警察		○交通規制等の実施																																																																									
第四管区海上保安本部		○情報収集、警戒、取締り																																																																									
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施																																																																									
愛知県道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施																																																																									
港湾等管理者		○応急工事 ○応援要求																																																																									
鉄道事業者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求																																																																									
県		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※) ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保																																																																									
碧南市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ○情報の提供																																																																									

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																		
155	<table><tr><td></td><td></td><td>○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table> (略) 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)</td><td>(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>			○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請		(略)	(略)			区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><td></td><td></td><td>○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table> (略) 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 道路交通規制等 (<u>削除</u>)</td><td>(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>			○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請		(略)	(略)			区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 道路交通規制等 (<u>削除</u>)	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署	(略)	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)
		○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請																																			
(略)	(略)																																				
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																			
第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署	(略)																																			
(略)	(略)	(略)																																			
		○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請																																			
(略)	(略)																																				
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																			
第1節 道路交通規制等 (<u>削除</u>)	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署	(略)																																			
(略)	(略)	(略)																																			
164	第5節 緊急輸送手段の確保 1 市における措置 (1)～(2) (略) (3) 緊急輸送車両確保要領 災害輸送のための確保は、概ね次の方法によるものとする。	第5節 緊急輸送手段の確保 1 市における措置 (1)～(2) (略) (3) 緊急輸送車両確保要領 災害輸送のための確保は、概ね次の方法によるものとする。	2. 碧南市各 局における活動 の反映等																																		
165	ア 確保順位 (ア)～(イ) (略) (ウ) 応急対策実施機関(郵便局、愛知県トラック協会西三河支部碧南部 会)所有の車両等 (略) ◆資料編(資料12-25)災害発生時における物資等の緊急輸送に関 する協定書 (市対愛知県トラック協会西三河支部碧南部会)	ア 確保順位 (ア)～(イ) (略) (ウ) 応急対策実施機関(郵便局、愛知県トラック協会西三 <u>(削除)</u> 支部 碧南部会)所有の車両等 (略) ◆資料編(資料12-25)災害発生時における物資等の緊急輸送に関 する協定書 (市対愛知県トラック協会西三 <u>(削除)</u> 支部碧南部会)	(表記の整理)																																		
174	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																																			

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																														
174	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td rowspan="2">碧南市</td><td>○避難所の開設・運営 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○福祉避難所の設置 ○外国人への情報提供 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ</td><td>○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施</td><td></td></tr><tr><td>○情報収集・支援体制の整備 ○多言語による情報発信 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制</td><td>○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○帰宅困難者に対する情報提供</td><td></td></tr><tr><td>事業所等</td><td>帰宅の抑制</td><td>○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉</td><td></td></tr></table>	機関名	事前	被害発生中	事後	碧南市	○避難所の開設・運営 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○福祉避難所の設置 ○外国人への情報提供 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ	○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施		○情報収集・支援体制の整備 ○多言語による情報発信 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制	○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○帰宅困難者に対する情報提供		事業所等	帰宅の抑制	○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉		主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td rowspan="2">碧南市</td><td>○避難所の開設・運営 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○福祉避難所の設置 ○外国人への情報提供 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ</td><td>○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施</td><td></td></tr><tr><td>○情報収集・支援体制の整備 ○多言語による情報発信 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制</td><td>○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○帰宅困難者に対する情報提供</td><td></td></tr><tr><td>事業所等</td><td>帰宅の抑制</td><td>○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉</td><td></td></tr></table>	機関名	事前	被害発生中	事後	碧南市	○避難所の開設・運営 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○福祉避難所の設置 ○外国人への情報提供 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ	○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施		○情報収集・支援体制の整備 ○多言語による情報発信 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制	○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○帰宅困難者に対する情報提供		事業所等	帰宅の抑制	○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉		2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
機関名	事前	被害発生中	事後																														
碧南市	○避難所の開設・運営 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○福祉避難所の設置 ○外国人への情報提供 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ	○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施																															
	○情報収集・支援体制の整備 ○多言語による情報発信 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制	○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○帰宅困難者に対する情報提供																															
事業所等	帰宅の抑制	○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉																															
機関名	事前	被害発生中	事後																														
碧南市	○避難所の開設・運営 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○福祉避難所の設置 ○外国人への情報提供 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ	○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施																															
	○情報収集・支援体制の整備 ○多言語による情報発信 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制	○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○帰宅困難者に対する情報提供																															
事業所等	帰宅の抑制	○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉																															
180	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給																															
180	主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な内容</th></tr><tr><td>第1節 給水</td><td>(市) 水道班(水道課)</td><td>1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水 <u>(追記)</u> 等の供給 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 生活必需品の供給</td><td>(市) 調達班 (資産活用課、行政課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	機関名	主な内容	第1節 給水	(市) 水道班(水道課)	1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水 <u>(追記)</u> 等の供給 (略)	(略)	(略)	(略)	第3節 生活必需品の供給	(市) 調達班 (資産活用課、行政課)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な内容</th></tr><tr><td>第1節 給水</td><td>(市) 水道班(水道課)</td><td>1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水 <u>(口に入れない用途の水。以下同じ。)</u> 等の供給 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 生活必需品 <u>物資</u> の供給</td><td>(市) 調達班 (資産活用課、行政課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	機関名	主な内容	第1節 給水	(市) 水道班(水道課)	1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水 <u>(口に入れない用途の水。以下同じ。)</u> 等の供給 (略)	(略)	(略)	(略)	第3節 生活必需品 <u>物資</u> の供給	(市) 調達班 (資産活用課、行政課)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)						
区分	機関名	主な内容																															
第1節 給水	(市) 水道班(水道課)	1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水 <u>(追記)</u> 等の供給 (略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第3節 生活必需品の供給	(市) 調達班 (資産活用課、行政課)	(略)																															
区分	機関名	主な内容																															
第1節 給水	(市) 水道班(水道課)	1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水 <u>(口に入れない用途の水。以下同じ。)</u> 等の供給 (略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第3節 生活必需品 <u>物資</u> の供給	(市) 調達班 (資産活用課、行政課)	(略)																															
180	第1節 給水 1 市における措置 (1) 被災者等へ飲料水、生活用水 <u>(追記)</u> 等を供給する。 (略)	第1節 給水 1 市における措置 (1) 被災者等へ飲料水、生活用水 <u>(口に入れない用途の水。以下同じ。)</u> 等を供給する。 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																														

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
182	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	2. 碧南市各部署における活動の反映等
183	1 市における措置 (1) 炊き出しその他による食品の供給 (略) オ 給食品目は、米飯・乾パン又は麦製品のいずれでもよい。なお、配給数量は1日1人精米600g以内を標準とする。ただし、乾パン・麦製品等は社会通念上の数量、又は副食品の数量については制限しない。 カ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。	1 市における措置 (1) 炊き出しその他による食品の供給 (略) <u>(削除)</u> オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。	
184	第3節 生活必需物資の供給	第3節 生活必需物資の供給	2. 碧南市各部署における活動の反映等
185	2 生活必需品の給与又は貸与 (1) (2) (略) (3) 物資の調達 ア、イ (略) ウ 避難所等の仮設トイレが不足する場合は、(株)三河機工に供給協力を要請する。 エ エ LPガスの供給等については、碧南ガス協同組合の協力を得る。 (略) ◆資料編(資料12-23)災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書 (市対(株)三河機工) (略)	2 生活必需品の給与又は貸与 (1) (2) (略) (3) 物資の調達 ア、イ (略) ウ 避難所等の仮設トイレが不足する場合は、(株)カインスに供給協力を要請する。 エ (削除) LPガスの供給等については、碧南ガス協同組合の協力を得る。 (略) ◆資料編(資料12-23)災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書 (市対(株)カインス(旧(株)三河機工)) (略)	
186	第11章 環境汚染防止及び地域安全対策	第11章 環境汚染防止及び地域安全対策	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																
186	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○地域安全活動の強化</td><td></td></tr><tr><td>県</td><td>への指導</td><td></td><td>○環境汚染事故の把握 ○関係機関への情報の提供及び事業者 ○環境調査 ○人員・資機材等の応援依頼 ○連絡調整及び支援・協力</td></tr></table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県警察		○地域安全活動の強化		県	への指導		○環境汚染事故の把握 ○関係機関への情報の提供及び事業者 ○環境調査 ○人員・資機材等の応援依頼 ○連絡調整及び支援・協力	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○地域安全活動の強化</td><td></td></tr><tr><td>県</td><td>への指導</td><td></td><td>○環境汚染事故の把握 ○関係機関への情報の提供及び事業者 ○環境調査 ○人員・資機材等の応援依頼 ○連絡調整及び支援・協力</td></tr></table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県警察		○地域安全活動の強化		県	への指導		○環境汚染事故の把握 ○関係機関への情報の提供及び事業者 ○環境調査 ○人員・資機材等の応援依頼 ○連絡調整及び支援・協力	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)								
機関名	事前	被害発生中	事後																																
県警察		○地域安全活動の強化																																	
県	への指導		○環境汚染事故の把握 ○関係機関への情報の提供及び事業者 ○環境調査 ○人員・資機材等の応援依頼 ○連絡調整及び支援・協力																																
機関名	事前	被害発生中	事後																																
県警察		○地域安全活動の強化																																	
県	への指導		○環境汚染事故の把握 ○関係機関への情報の提供及び事業者 ○環境調査 ○人員・資機材等の応援依頼 ○連絡調整及び支援・協力																																
188	第12章 遺体の取扱い	第12章 遺体の取扱い																																	
188	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>県</td><td></td><td></td><td>○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会及び県歯科医師会に検案を依頼</td></tr><tr><td>碧南市、消防署</td><td></td><td></td><td>○遺体の捜索・収容 ○遺体の処理及び一時保存 ○遺体の埋火葬 ○碧南警察署と連携し、市医師会及び市歯科医師会への応援要請 ○他市町村又は県への応援要請</td></tr><tr><td>県警察、第四管区海上保安本部</td><td></td><td></td><td>○検視(調査)の実施 ○県医師会及び県歯科医師会への応援要請</td></tr></table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県			○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会及び県歯科医師会に検案を依頼	碧南市、消防署			○遺体の捜索・収容 ○遺体の処理及び一時保存 ○遺体の埋火葬 ○碧南警察署と連携し、市医師会及び市歯科医師会への応援要請 ○他市町村又は県への応援要請	県警察、第四管区海上保安本部			○検視(調査)の実施 ○県医師会及び県歯科医師会への応援要請	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>県</td><td></td><td></td><td>○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会及び県歯科医師会に検案を依頼</td></tr><tr><td>碧南市、消防署</td><td></td><td></td><td>○遺体の捜索・収容 ○遺体の処理及び一時保存 ○遺体の埋火葬 ○碧南警察署と連携し、市医師会及び市歯科医師会への応援要請 ○他市町村又は県への応援要請</td></tr><tr><td>県警察、第四管区海上保安本部</td><td></td><td></td><td>○検視(調査)の実施 ○県医師会及び県歯科医師会への応援要請</td></tr></table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県			○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会及び県歯科医師会に検案を依頼	碧南市、消防署			○遺体の捜索・収容 ○遺体の処理及び一時保存 ○遺体の埋火葬 ○碧南警察署と連携し、市医師会及び市歯科医師会への応援要請 ○他市町村又は県への応援要請	県警察、第四管区海上保安本部			○検視(調査)の実施 ○県医師会及び県歯科医師会への応援要請	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
機関名	事前	被害発生中	事後																																
県			○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会及び県歯科医師会に検案を依頼																																
碧南市、消防署			○遺体の捜索・収容 ○遺体の処理及び一時保存 ○遺体の埋火葬 ○碧南警察署と連携し、市医師会及び市歯科医師会への応援要請 ○他市町村又は県への応援要請																																
県警察、第四管区海上保安本部			○検視(調査)の実施 ○県医師会及び県歯科医師会への応援要請																																
機関名	事前	被害発生中	事後																																
県			○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会及び県歯科医師会に検案を依頼																																
碧南市、消防署			○遺体の捜索・収容 ○遺体の処理及び一時保存 ○遺体の埋火葬 ○碧南警察署と連携し、市医師会及び市歯科医師会への応援要請 ○他市町村又は県への応援要請																																
県警察、第四管区海上保安本部			○検視(調査)の実施 ○県医師会及び県歯科医師会への応援要請																																
192	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策																																	
192	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)	(略)			主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)	(略)			2. 碧南市各部署における活動の反映等																
機関名	事前	被害発生中	事後																																
(略)	(略)																																		
機関名	事前	被害発生中	事後																																
(略)	(略)																																		

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																										
193	<table><tr><td>NTT 西日本</td><td></td><td>○重要通信の確保及び通信の途絶の解消</td><td>→</td></tr><tr><td>放送事業者</td><td></td><td>○放送事業の継続</td><td>→</td></tr><tr><td>郵便事業者</td><td></td><td>○郵便事業の継続</td><td>→</td></tr></table> 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第8節 ライフライン施設 (追記)</td><td>(市)、ライフライン事業者</td><td>(略)</td></tr></table>	NTT 西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消	→	放送事業者		○放送事業の継続	→	郵便事業者		○郵便事業の継続	→	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第8節 ライフライン施設 (追記)	(市)、ライフライン事業者	(略)	<table><tr><td>NTT 西日本</td><td></td><td>○重要通信の確保及び通信の途絶の解消</td><td>→</td></tr><tr><td>放送事業者</td><td></td><td>○放送事業の継続</td><td>→</td></tr><tr><td>郵便事業者</td><td></td><td>○郵便事業の継続</td><td>→</td></tr></table> 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第8節 ライフライン施設 の応急復旧</td><td>(市)、ライフライン事業者</td><td>(略)</td></tr></table>	NTT 西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消	→	放送事業者		○放送事業の継続	→	郵便事業者		○郵便事業の継続	→	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第8節 ライフライン施設 の応急復旧	(市)、ライフライン事業者	(略)	(表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
NTT 西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消	→																																										
放送事業者		○放送事業の継続	→																																										
郵便事業者		○郵便事業の継続	→																																										
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																											
(略)	(略)	(略)																																											
第8節 ライフライン施設 (追記)	(市)、ライフライン事業者	(略)																																											
NTT 西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消	→																																										
放送事業者		○放送事業の継続	→																																										
郵便事業者		○郵便事業の継続	→																																										
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																											
(略)	(略)	(略)																																											
第8節 ライフライン施設 の応急復旧	(市)、ライフライン事業者	(略)																																											
199	第6節 通信施設の応急措置 (略) 2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社</u>、ソフトバンクモバイル株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	第6節 通信施設の応急措置 (略) 2 移動通信事業者（<u>KDDI株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (内閣府公表の順序で整理)																																										
209	第15章 航空災害対策	第15章 航空災害対策																																											
210	第1節 航空災害対策 1 市及び消防署における措置 (1)～(7) (略)	第1節 航空災害対策 1 市及び消防署における措置 (1)～(7) (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																										
211	(8) 消防応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合を通じ、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。 ◆資料編（資料12－5）西三河地区消防相互応援協定書 2～3 (略)	(8) 消防応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。 ◆資料編（資料12－5）西三河地区消防相互応援協定書 2～3 (略)	(表記の整理)																																										

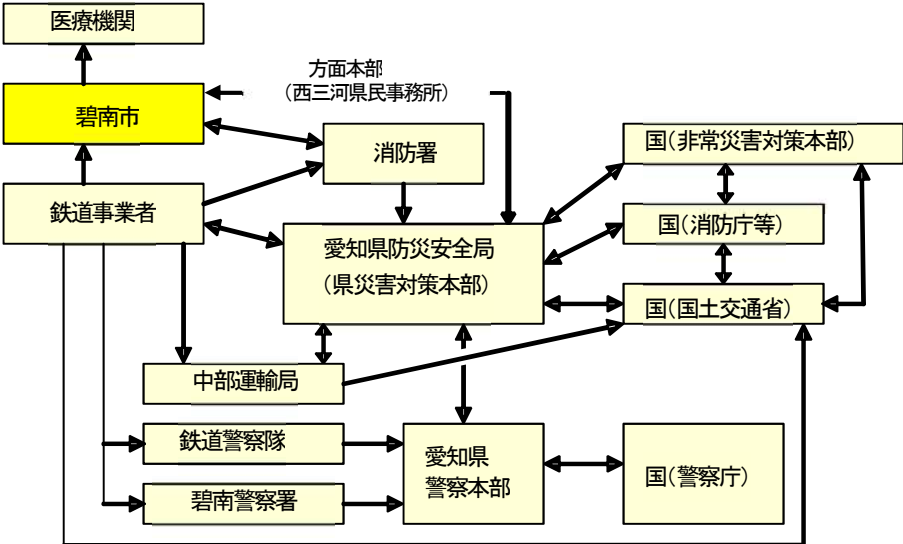
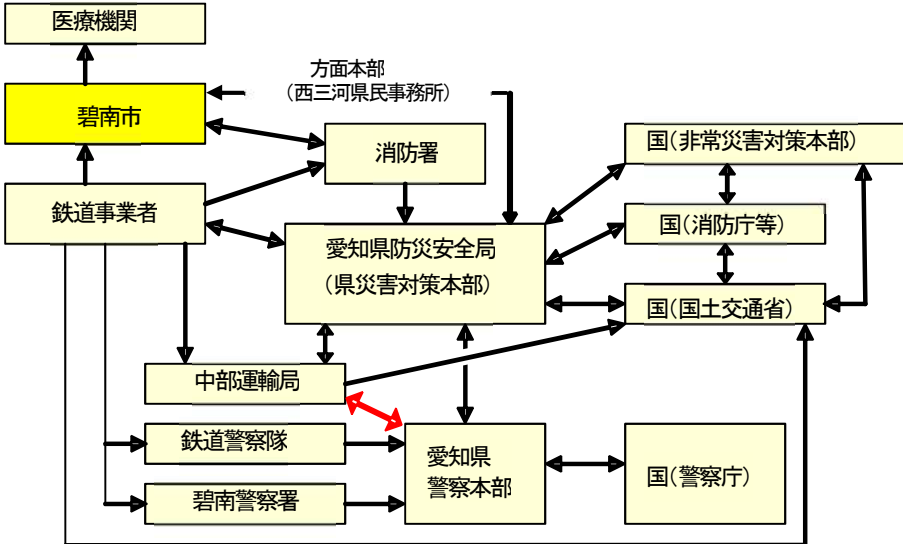
碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
212	4 情報の伝達系統（碧南市内で事故が発生した場合） (1) 民間航空機の場合 ※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大する恐れがある場合	4 情報の伝達系統（碧南市内で事故が発生した場合） (1) 民間航空機の場合 ※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大する恐れがある場合	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
214	(2) 自衛隊機の場合 ※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大する恐れがある場合	(2) 自衛隊機の場合	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
215	第16章 鉄道災害対策	第16章 鉄道災害対策	
216	第1節 鉄道災害対策	第1節 鉄道災害対策	
217	1～2 (略)	1～2 (略)	
	3 市及び消防署における措置	3 市及び消防署における措置	
	(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)	
	(8) 消防応援要請	(8) 消防応援要請	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
217	広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合を通じ、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。 ◆資料編（資料12－5）西三河地区消防相互応援協定書	広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。 ◆資料編（資料12－5）西三河地区消防相互応援協定書	
218	4～5（略） 6 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。 	4～5（略） 6 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。 	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (実際の連携体制との整合を図るための修正)
219	第17章 道路災害対策	第17章 道路災害対策	
220	第1節 道路災害対策 1 道路管理者（市）における措置 (1)～(4)（略） (5) 他の道路管理者への応援要求 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要求する。	第1節 道路災害対策 1 道路管理者（市）における措置 (1)～(4)（略） (5) 他の道路管理者への応援要請 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
221	2（略） 3 市及び消防署における措置	2（略） 3 市及び消防署における措置	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																								
221	(1)～(7) (略) (8) 消防応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合を通じ、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。 (略)	(1)～(7) (略) (8) 消防応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								
234	第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策																									
235	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 危険物等積載車(追記)</td><td>危険物等輸送機関、(市)本部班(防災課)、消防署</td><td>1 危険物等輸送機関、県警察、市、消防署における措置</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 危険物等積載車(追記)	危険物等輸送機関、(市)本部班(防災課)、消防署	1 危険物等輸送機関、県警察、市、消防署における措置	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 危険物等積載車</td><td>危険物等輸送機関、(市)本部班(防災課)、消防署</td><td>1 危険物等輸送機関、県警察、市、消防署における措置</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 危険物等積載車	危険物等輸送機関、(市)本部班(防災課)、消防署	1 危険物等輸送機関、県警察、市、消防署における措置	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 危険物等積載車(追記)	危険物等輸送機関、(市)本部班(防災課)、消防署	1 危険物等輸送機関、県警察、市、消防署における措置																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 危険物等積載車	危険物等輸送機関、(市)本部班(防災課)、消防署	1 危険物等輸送機関、県警察、市、消防署における措置																									
(略)	(略)	(略)																									
244	第22章 大規模な火事災害対策	第22章 大規模な火事災害対策																									
245	第1節 大規模な火事災害対策 1 市及び消防署における措置 (1)～(4) (略) (5) 県及び他市町村への応援要請 (略) なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市(消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。)は、衣浦東部広域連合を通じ、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行う。 (略)	第1節 大規模な火事災害対策 1 市及び消防署における措置 (1)～(4) (略) (5) 県及び他市町村への応援要請 (略) なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、(削除)衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行う。 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																
260	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																
270	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援																																	
271	第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等																																	
272	1 市における措置	1 市における措置																																	
	(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)																																	
	(3) 市税等の減免等	(3) 市税等の減免等																																	
	(略)	(略)																																	
	<table><tr><th>担当課</th><th>項目</th><th>支援の対象</th><th>支援の内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>国保年金課</td><td>国民健康保険税の減免 (追記)</td><td>災害又は火災の場合</td><td>市民税と同じ (追記)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	担当課	項目	支援の対象	支援の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	国保年金課	国民健康保険税の減免 (追記)	災害又は火災の場合	市民税と同じ (追記)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>担当課</th><th>項目</th><th>支援の対象</th><th>支援の内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>国保年金課</td><td>国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免</td><td>災害又は火災の場合</td><td>市民税と同じ 被害の程度により、月割保険料の半分又は全部</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	担当課	項目	支援の対象	支援の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	国保年金課	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合	市民税と同じ 被害の程度により、月割保険料の半分又は全部	(略)	(略)	(略)	(略)	
担当課	項目	支援の対象	支援の内容																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
国保年金課	国民健康保険税の減免 (追記)	災害又は火災の場合	市民税と同じ (追記)																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
担当課	項目	支援の対象	支援の内容																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
国保年金課	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合	市民税と同じ 被害の程度により、月割保険料の半分又は全部																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																